

決議 16.5 [仮訳]

生物多様性条約の世界植物保全戦略との協力

生物多様性条約との協力および共同作用に関する決議 10.4 (CoP14 で改正) および 1996 年 3 月に CITES 事務局と生物多様性条約事務局との間で交わされた覚書並びに 2000 年と 2001 年のその改訂版を想起し、

2002 年に生物多様性条約 (CBD) 締約国会議が、決議 VI/9 を通じ、2010 年に向けた成果につながる地球規模の目標を含む世界植物保全戦略 (GSPC) を採択したことを想起し、

第 13 回会議 (ジュネーブ、2003 年 8 月) 以来、CITES が GSPC の目標の多くに寄与することを植物委員会が認識してきたことに留意し、

CBD 事務局が 2009 年の植物保全報告書において、GSPC の目標 11 (国際貿易により危機にさらされている植物種をなくす) は植物に関する CITES の活動の中心業務を成すと認識していることにさらに留意し、

締約国会議が第 15 回会議 (ドーハ、2010 年) で採択した決定 15.19 で、植物委員会および事務局に対し、CITES の活動と関連するという理由で、2010 年以降の GSPC を策定するために設けられた工程に協力するよう指示したことを想起し、

全面改訂された世界植物保全戦略 2011-2020 (GSPC) を採択した CBD の第 10 回締約国会議 (日本、2010 年) の決議 X/17 を歓迎し、

GSPC の目的と目標の達成において CITES が果たすことのできる重大な役割および GSPC の施行が成功した場合に CITES に与える効果を認識し、

締約国会議は

次のことを締約国に呼びかける。

a) この決議の付記に列挙した活動および成果物を通じ、全面改訂された世界植物保全戦略 2011-

2020 (GSPC) の目的と目標に対する CITES の寄与の可能性に留意する。

b) 次のことを通じ、国内の GSPC 拠点と CITES 当局の共同作業を推進し、強化する。

i) GSPC 国内戦略の策定と施行、特に CITES 掲載種に関する活動への CITES 当局の関与

ii) CBD 国別報告書に CITES と GSPC が関係する活動を盛り込むこと

事務局に対し、次の方法により GSPC および他の植物保全並びに持続可能な利用に関する計画に関する情報交換を奨励するよう命じる。

a) 著しい取引の再検討、附属書の定期的再検討、CITES 附属書改正の提案、有害でないという判定 (NDF) など、CITES のプロセスの実行と成果に関し、CITES の組織と締約国の間で情報交換を行うことにより、GSPC の目標の達成に寄与する継続的な CITES の活動に関する意識の向上を図る。

b) GSPC 目標と関連する CITES の活動に関する報告を合理化するため CBD 事務局と協同する。

c) CBD 事務局との協力のための覚書に基づく作業計画に GSPC を盛り込む。

d) CBD の代表に対し、GSPC に取り組む植物委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう呼びかける。

植物委員会および事務局に対し、次の方法により、GSPC の施行に関して CITES の CBD との共同作業を推進するよう命じる。

a) CBD の科学技術助言補助機関 (SBSTTA) の会議および他の GSPC の会議に CITES 植物委員会代表として参加する。ただし、外部資金が利用できることを条件とする。

b) GSPC の施行に関する CBD 文書に寄与する。 ■

**付記 CITES の活動候補および成果物並びに改訂された世界植物保全戦略 2011-2020 の
目的と目標に対するそれらの寄与**

GSPC の目的	GSPC の目標 ¹	CITES による寄与の可能性
(I) 植物多様性が十分に理解され、記録され、認識されること	1. 既知の全植物種のオンライン植物誌	CITES チェックリストがオンラインで利用可能
	2. 保全活動を指導するために、可能な限り、既知の全植物種の保全状態の評価を実施する	<ul style="list-style-type: none"> — CITES 附属書 — 附属書改正案の裏付け資料 — NDF
	3. 戦略の実行のために必要な情報、研究、その成果、方法が開発、共有される	<ul style="list-style-type: none"> — 定期的再検討の結果 — 著しい取引の再検討の結果
(II) 植物多様性が早急かつ効果的に保全されること	4. 各エコリージョンまたは植生タイプの 15% 以上が、効果的な管理および復元（またはそのいずれか）を通じて確保する	CITES は種レベルで機能するため、直接には該当しない
	5. 植物およびその遺伝的多様性を保全するために導入された効果的管理により、各エコリージョンの植物多様性の観点から最も重要な領域の 75% 以上が保全される	
	6. 植物多様性の保全と一致するよう、各セクターの生産地の 75% 以上が持続可能な方法で管理される	
	7. 既知の絶滅危惧植物種の 75% 以上が生育域内で保全される	<ul style="list-style-type: none"> — CITES 附属書への種・個体群の掲載 — 附属書 I 掲載種の生育地・場所の特定 — CITES 掲載種の持続可能な利用を確保するための CITES 締約国による努力：NDF および国別割当量
	8. 既知の絶滅危惧植物種の 75% 以上が生息域外（原産国内であることが望ましい）で収集され、20% 以上が回復・復元プログラムに利用可能である	<ul style="list-style-type: none"> — 決議 Conf. 13.9 「生息域外で繁殖事業を実施する締約国と生息域内で保全計画を実施する締約国の間の協力の奨励」の施行 — 科学目的での交換のための CITES 証明書
	9. 関連する先住民および地域の知識を尊重、保存、維持しながら、野生の近縁種およびその他の社会経済的に価値のある植物種を含む作物の遺伝的多様性の 70% が保全される	直接には該当しない
	10. 新たな生物学的侵入を防ぎ、侵入された植物多様性にとり重要な地域を管理するための効果的な管理計画が実施される	直接には該当しないが、CITES 締約国は決議 13.10 (CoP14 で改正) 「外来侵入種の取引」で、取引と外来侵入種の関連性を認識している

¹ CBD 「世界植物保全戦略 2011-2020」より引用。

GSPC の目的	GSPC の目標 ¹	CITES による寄与の可能性
(III) 植物多様性が持続可能で公平な方法で利用されること	11. どの野生植物種も国際取引により危機にさらされることがない	すべての CITES の活動が直接この目標に寄与し、CITES はこの目標に関して指導的役割を果たすと認識されている
	12. 野生から採取される植物由来の全製品が、持続可能に調達されたものとなる。	<ul style="list-style-type: none"> － NDF、国別割当量、著しい取引の再検討、附属書の定期的再検討 － 附属書の注釈により、対象とする特定の商品の規制が可能となる
	13. 慣習的利用、持続可能な生計、地域の食糧安全保障、保健衛生を支援するために、植物資源と関連する先住民と地域の知識の革新および実践が適宜、維持または増進される	<ul style="list-style-type: none"> － NDF － 決議 Conf. 10.19 (CoP14 で改正)「伝統医療」。 － CITES と生計に関する CITES 常設委員会の作業部会
(IV) 植物多様性、持続可能な生計におけるその役割、地球上のあらゆる生物に対する重要性に関する教育と意識向上を推進すること	14. 植物多様性の重要性およびその保全の必要性が、コミュニケーション、教育、意識向上プログラムに組み込まれる	<p>次のような CITES の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> － 研修コース、ワークショップの成果、技術報告書 － CITES バーチャル・カレッジ － CITES ウェブサイト － CITES 識別マニュアルおよびウェブサイト － PowerPoint のプレゼンテーションと CD-ROM を含む研修教材 － 事務局の実施能力強化に関する業務